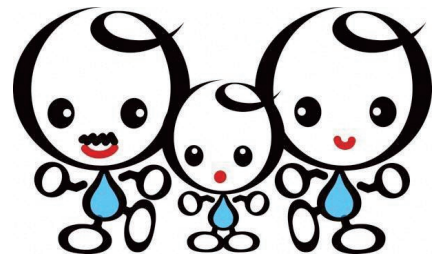


# 第4次 おいらせ町

# 子どもと 家族応援プラン



～第2次子ども・子育て支援事業計画～

令和2年度～令和6年度



令和2年3月  
青森県おいらせ町

# 1

## 計画策定にあたって

### ▶ 第4次おいらせ町子どもと家族応援プランとは — 第2次子ども・子育て支援事業計画 —

#### 計画策定の趣旨

子どもは、これからのまちの未来を担う大切な宝です。このため、社会の希望である子ども達が安心して育つことができる環境、安心して子どもを生み育てることのできる環境のさらなる整備が求められています。

当町では、平成26(2014)年度に「第3次おいらせ町子どもと家族応援プラン」を策定し、よりよい子育て環境の整備に取り組んできました。近年少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢児の保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は年々変化しています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、当町の子育て政策の基本理念である「みんなが互いに助け合い、結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくりに努めます」「子どもの人権を尊重し、子どもの利益保全に努めます」とともに、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間の教育・保育と、それに付随する地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに対する確保の対策を図るための計画としています。

#### 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。計画最終年度である令和6(2024)年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

平成 22 2010	23 2011	24 2012	25 2013	26 2014	27 2015	28 2016	29 2017	30 2018	令和 元年 2019	2 2020	3 2021	4 2022	5 2023	6 2024
第2次おいらせ町子どもと 家庭応援プラン														
					第3次おいらせ町子どもと 家庭応援プラン									
										第4次おいらせ町子どもと 家庭応援プラン 【本計画】				

## 2

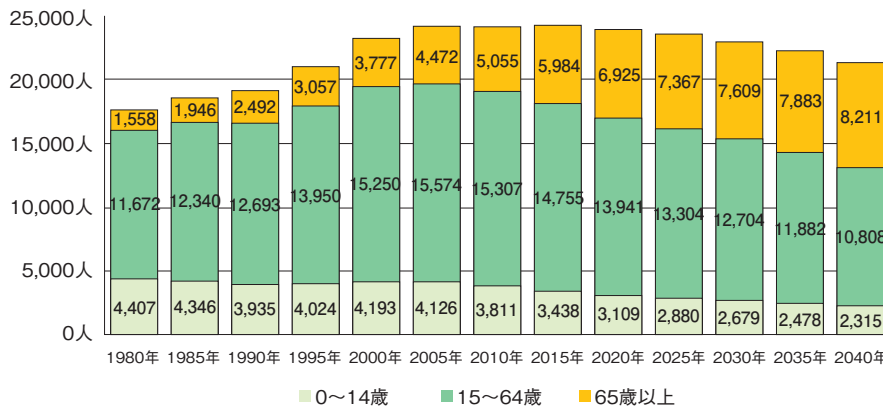
## 子ども・子育てを取り巻く環境

## 人口推移の推移

我が国においては、少子高齢化の進行により、令和32(2050)年には総人口が約3割減少し、高齢者の割合が総人口の約4割に達する見込みと推計されています。

当町においても総人口は緩やかな減少傾向をたどるとともに、令和22(2040)年には65歳以上の割合が30%を超え、働き盛りの世代や、子どもの数も減少していくことが見込まれています。

年齢3階層別人口の推移・将来推計

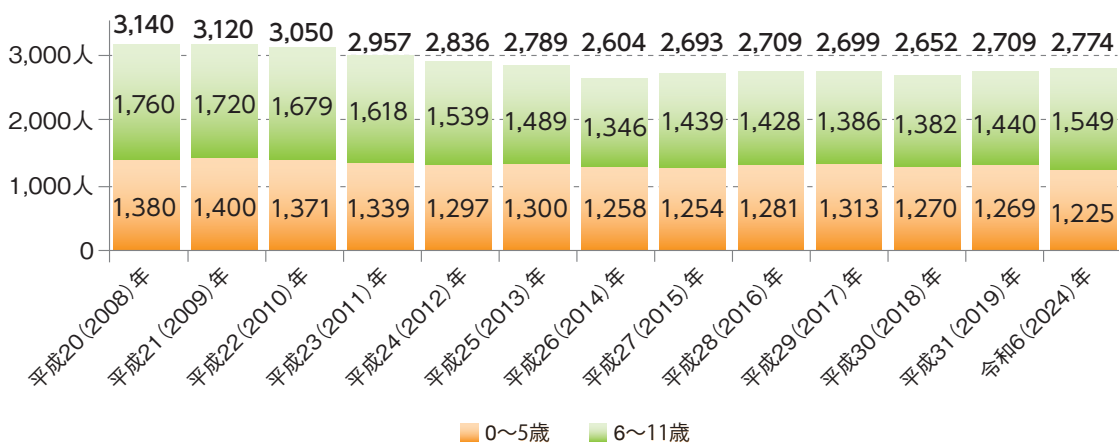


資料：第2次おいらせ町総合計画前期基本計画

## 子ども人口の推移

子ども人口(就学前児童および小学校児童)は、平成26(2014)年以降平成31(2019)年まで増減を繰り返しています。就学前児童(0～5歳)では、平成20(2008)年から平成31(2019)年の11年間で約8%減少しています。特に、0歳児は平成25(2013)年から平成26(2014)年にかけて大きく減少した後、増減を繰り返しながらも減少傾向が続いています。

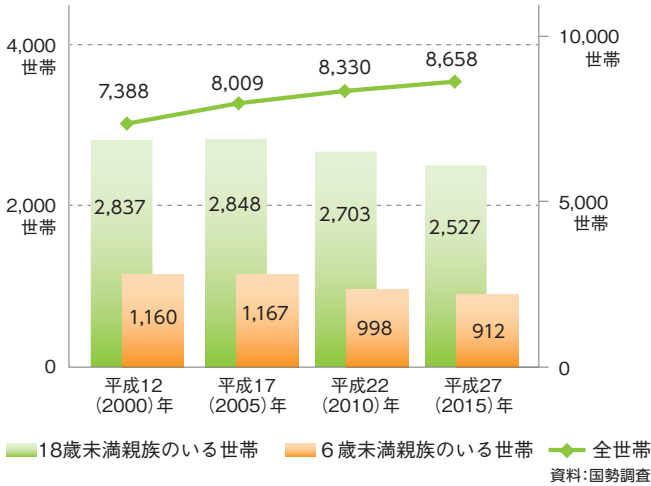
子ども人口の推移



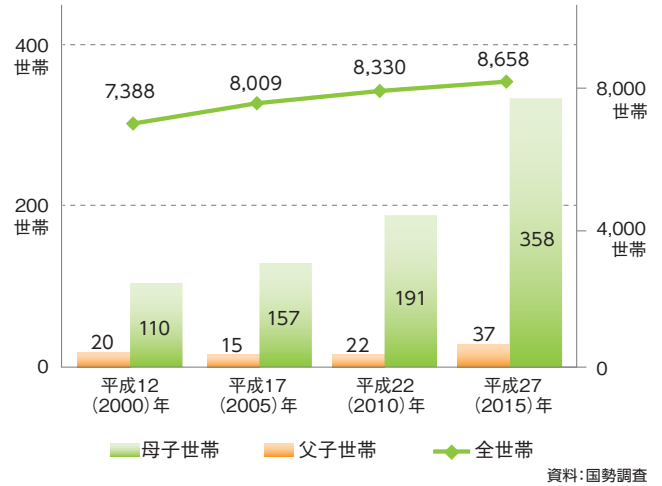
## 世帯数、子育て世帯等の推移

平成12(2000)年から平成27(2015)年の子育て世帯の推移を国勢調査からみると、世帯数は全体で大きく増加しているものの、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯は共に減少しています。

子育て世帯(18歳未満の子どもがいる世帯)の推移



ひとり親世帯の推移



## 子ども・子育ての課題

当町における子育て支援の環境や支援への満足度を見ると「おおいに満足」「満足」とする保護者が多く、これまでの諸施策の効果が上がっていると考えられます。

しかし、一方でこの5年間の変化の中で、以下に示すような課題が顕在化しています。

課題1 女性の就業率の向上への課題

課題2 経済的支援の要望の声

課題3 相談体制の要望が高い

課題4 預かり先のない子をもつ保護者の支援

課題5 病児・病後児保育の環境整備

課題6 職場の子育てに対する理解

課題7 居場所づくり

課題8 ひとり親世帯の割合増加

# 3

## 計画の基本的な考え方

### 基本理念

本町の基本理念と目指したい町の姿は次のとおりです。

「みんなが互いに助け合い、結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくりに努めます」

「子どもの人権を尊重し、子どもの利益保全に努めます」

## 基本方針

当町の基本方針は、基本理念及び国の方針に準拠し、町の独自方針(自助(私)・共助(共)・公助(公)の視点)を加え、次のとおりとします。

### 1 子どもの健全な成長支援

- 町に住む子ども達が「心身の健全な成長」と、「自立に向けた成長」ができるよう支援に取り組みます。
- 子どもが本来享受すべき利益の保全に努めます。

### 2 子育て家庭の支援

- すべての子育て家庭が、妊娠期から切れ目ない相談支援が受けられるよう取り組みます。

### 3 負の連鎖を断つために町ぐるみの支援と自助・共助・公助による支援

- 町と地域の方などが「子育てを支援」できる環境づくりに努めます。
- 負の連鎖を断ち切るため、上記方針に加え、子育て世代の自立を促す観点から、「自助・共助・公助」の推進に努めます。

# 4

## 施策の展開

基本理念を実現するため、施策の充実と確保に取り組みます。

### 第4次おいらせ町子どもと家族応援プランの施策の展開

#### 自助「私」に関わる 取り組みの視点

##### 親子の絆づくりと子育ての学び

**ア** 親子の絆づくり

**イ** 絵本の読み聞かせ

**ウ** スマートフォン依存の防止

**エ** 子育ての大切さを学ぶ機会の提供

**オ** 未来の親づくり

**カ** 生活習慣の改善活動

#### 共助「共」に関する 取り組みの視点

##### 地域のみなで子育てに関わる

**ア** 子ども・子育て応援機運の向上

**イ** NPO、ボランティア活動の充実

**ウ** 居場所づくり・環境づくり

#### 公助「公」に関わる 取り組みの視点

##### 子育て支援サービスの充実と 情報の発信

**ア** 母子健康手帳の交付から始まる  
子育て支援

**イ** 子育てに役立つ情報の発信

**ウ** 問題の早期発見と切れ目のない支援

**エ** 専門職による支援

**オ** おいらせ町の学びづくり

**カ** 子ども・子育て機能のさらなる充実



# 5

## 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容等

### 子ども人口の推計

当町の子ども人口の推計では、0～5歳では令和2(2020)年(1,287人)から計画目標である令和6(2024)年では1,225人と若干の減少となります。一方、6～11歳では、同様の期間で1,429人から1,549人と増加しています。

子ども人口推計結果(人)

年/歳	0	1	2	3	4	5	小計	6	7	8	9	10	11	小計	合計
R2 (2020年)	184	204	193	252	232	222	1,287	223	254	239	230	243	240	1,429	2,716
R3 (2021年)	180	194	216	205	262	234	1,291	236	225	265	246	235	243	1,450	2,741
R4 (2022年)	176	190	205	228	213	265	1,277	248	236	235	273	251	235	1,478	2,755
R5 (2023年)	172	186	201	217	239	215	1,230	280	249	245	242	280	251	1,547	2,777
R6 (2024年)	168	181	197	212	226	241	1,225	228	283	259	252	248	279	1,549	2,774

※各年3月31日現在、外国人は除く。推計値はコーホート変化率法による。

### 家庭類型(現状・潜在)別児童数の推移

家庭類型	潜在割合(%)	令和2年度(人) (2020)	令和3年度(人) (2021)	令和4年度(人) (2022)	令和5年度(人) (2023)	令和6年度(人) (2024)
タイプA	6.6	84	85	84	81	80
タイプB	51.7	665	667	660	635	633
タイプC	24.6	316	317	314	302	301
タイプC'	2.2	28	28	28	27	26
タイプD	14.8	190	181	188	182	181
タイプE	0.1	1	1	1	1	1
タイプE'	0.0	—	—	—	—	—
タイプF	0.0	—	—	—	—	—
推計児童数 (0～5歳児)	100.0	1,287	1,291	1,277	1,230	1,225

タイプA	ひとり親
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)
タイプE'	パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)
タイプF	無業×無業

## 確保方策①(教育・保育ニーズ)

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 地域型保育

## 幼保連携型認定こども園・幼稚園・認可外保育所

### 令和元年度の状況

町内 **15箇所** で実施

- ・幼保連携型認定こども園 13箇所
- ・幼稚園 1箇所
- ・認可外保育所 1箇所

保育の必要性の認定に当たっては、保護者の申請を受けた市町村が、国の基準に基づき、保育の必要性を確認した上で認定します。

また、都道府県が認可する認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付である「施設型給付」、市町村が認可する小規模保育等への給付である「地域型保育給付」により、地域の子育て支援が図られます。

### 今後の方策

- 3号認定のうち1・2歳児は量の見込みに対して、確保方策が不足していますが、過去2年間、他市町村からの受入れに比べ町外保育所の利用が多いため、現状どおりとします。
- 計画期間における各家庭の必要性に対して、提供体制の整備を図ります。

【1号認定(教育)】	推 計	
	R2年度(2020)	R6年度(2024)
①量の見込み	145人	138人
②確保方策	204人	204人
②-①	59人	66人

【2号認定(保育)】	推 計	
	R2年度(2020)	R6年度(2024)
①量の見込み	530人	504人
②確保方策	584人	584人
②-①	54人	80人

【3号認定(保育)】	推 計	
	R2年度(2020)	R6年度(2024)
①量の見込み	441人	419人
②確保方策	432人	432人
②-①	▲9人	13人



## 確保方策②(地域子ども・子育て支援事業)

### 利用者支援事業

令和元年度の状況

町内 **1** 箇所 で実施

利用者の個別ニーズを把握し、相談や情報収集・提供、利用支援を行い、教育・保育施設や地域子育て支援事業等の関係機関との連携・調整を行う事業です。

#### 今後の方策

- 拠点を保健こども課に置き、特別支援や情報提供の充実を図ります。妊娠期からの子育て期まで子育て世帯の相談支援を強化します。

	推 計	
	R2年度(2020)	R6年度(2024)
①量の見込み	1 箇所	1 箇所
②確保方策	1 箇所	1 箇所
②-①	0 箇所	0 箇所

### 時間外保育事業

令和元年度の状況

町内 **12** 箇所 で実施

保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を行う事業です。

#### 今後の方策

- 時間外保育は町内 12ヶ所の施設において実施しています。
- 共働きの家庭が増え、保護者の帰宅時間が遅くなる場合等が主な利用となっています。そのようなニーズに対して必要な量の確保を行います。

	推 計	
	R2年度(2020)	R6年度(2024)
①量の見込み	254 人	241 人
②確保方策	254 人	241 人
②-①	0 人	0 人

### 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

令和元年度の状況

町内に **4** 箇所

保護者が共働き等のため、保護者が昼間家庭にいない児童に対して、学校の余裕教室や児童館等で、放課後に適切な遊び、生活の場を提供して健全育成を図る事業です。

#### 今後の方策

- 当町では放課後児童クラブを4ヶ所で実施しています。高学年に比べ低学年で多く利用されています。
- 厚生労働省所管の放課後児童クラブ、文部科学省所管の放課後子ども教室と、小学校区において差異があるため、国の動向を見ながら利用保護者及び関係者と協議し、適切な学童保育の推進に努めます。

	推 計	
	R2年度(2020)	R6年度(2024)
①量の見込み	427 人	463 人
②確保方策	427 人	463 人
②-①	0 人	0 人



## 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

### 今後の方策

○当町では、ショートステイ事業及びトワイライト事業は、現在実施していません。日中時間帯のニーズについては、当面、一時預かり事業で対応することとします。今後、要望が高まった場合には、実施の検討を行います。

## 乳児家庭全戸訪問事業

### 令和元年度の状況

町保健師等が  
情報提供や助言

生後4カ月までの乳児がいるすべての家庭を保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や、子育てに関する不安や悩みなどを把握する事業です。

### 今後の方策

○子育ての孤独を防ぐとともに、地域における子どもの健やかな成長を支えるため、保健師等による乳児家庭全戸訪問事業を実施します。

	推 計	
	R2年度(2020)	R6年度(2024)
①量の見込み	174人	159人
②確保方策	174人	159人
②-①	0人	0人

## 養育支援訪問事業

### 令和元年度の状況

町保健師等が  
情報提供や助言

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

### 今後の方策

○支援を要する家庭を訪問することで、現状の提供体制を維持していきます。

	推 計	
	R2年度(2020)	R6年度(2024)
①量の見込み	20人	20人
②確保方策	20人	20人
②-①	0人	0人

## 地域子育て支援拠点事業

### 令和元年度の状況

町内 **3箇所** で実施

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

### 今後の方策

- 町内3ヶ所の認定こども園に委託して実施しています。
- 未利用者の中で「今後利用したい」とする回答も23%程度あるため、今後も魅力のある活動を推進していきます。

	推 計	
	R2年度(2020)	R6年度(2024)
①量の見込み	13,693 人回	13,034 人回
②確保方策	13,693 人回	13,034 人回
②-①	0 人回	0 人回

## 一時預かり事業

### 令和元年度の状況

町内 **2箇所** で実施

保護者の病気等により、家庭において一時的に保育を受けることが困難となった児童を保育所等で保育する事業です。

### 今後の方策

- 一時預かり事業は、現在2ヶ所の施設に委託して実施しています。
- 一時預かり事業はあまり利用が無い状況ですが、今後の利用者ニーズに対応しながら事業の周知に努めます。
- 在園児型の一時的預かり事業は行っていませんが、今後、要望が強まった場合には、事業の検討を行います。

	推 計	
	R2年度(2020)	R6年度(2024)
①量の見込み	476 人日	453 人日
②確保方策	476 人日	453 人日
②-①	0 人日	0 人日

## 病児・病後児保育事業

### 令和元年度の状況

町内に病後児保育

**1箇所**

児童が病気または病気の回復期にあり、集団保育が困難な時期に一時的にその児童の保育を行う事業です。

### 今後の方策

- 現在、病後児保育を1ヶ所の施設に委託して実施しています。
- 「利用したい」とする希望があることから、今後、要望が強まった場合には、利用可能施設の増加の検討を行います。

	推 計	
	R2年度(2020)	R6年度(2024)
①量の見込み	72 人日	69 人日
②確保方策	72 人日	69 人日
②-①	0 人日	0 人日

## 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する保護者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### 今後の方策

- 現在、実施していない事業ですが、当町は八戸圏域連携中枢都市圏に参加しており、「八戸市ファミリーサポートセンター」を利用することができます。町内の利用者は少ないため、情報提供や制度の周知を行います。

## 妊婦健康診査

### 令和元年度の状況

妊婦委託健康診査受診票  
(14回分の受診券)を配布

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。母子健康手帳を交付するとき等に妊婦健康診査受診票を交付しています。

### 今後の方策

- 引き続き、現状の供給体制を維持していきます。

	推 計	
	R2年度(2020)	R6年度(2024)
①量の見込み	184人	168人
②確保方策	184人	168人
②-①	0人	0人

## 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等または子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園へ入所している児童の副食費を助成する事業です。

### 今後の方策

- 令和元(2019)年10月1日からの幼児教育・保育の無償化に伴い、制度が改正されたことを受け、当町でも事業を実施することとします。

## 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

民間事業者の特定教育・保育施設等への参入促進の調査研究事業及び多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するための事業です。

### 今後の方策

- 住民ニーズに沿った多様なサービスの提供や教育・保育の継続的な充足のためには、民間事業者の参入による多様な能力の活用が重要であると考えます。今後、要望が高まった場合には、実施の検討を行います。

## 6

## 子ども・子育て支援事業計画の施策体系

第3次おいらせ町子どもと家族応援プランで示された施策体系(9つの基本項目)を、第4章施策の展開で示されている「私(自助)・共(共助)・公(公助)」の体系に置き換え、次世代育成支援対策推進法に関する具体的な推進策等を展開し、継続・推進することとします。

## 7

## 推進体制等

## 1 推進体制

## (1) 町子ども・子育て会議の実施

毎年、計画に基づく取り組みの実施の状況を公表するとともに、町子ども・子育て会議において、取り組みの実施状況等について確認を行い、計画の推進を図ります。なお、支援事業計画の見直しは計画期間の中間年で判断します。

## (2) 庁内における推進体制(町子ども・子育て会議幹事会等)

子ども・子育て支援に関わる事業について、各関係課において子どもの健全育成及び子育て支援対策を推進するという意識を持ちながら取り組んでいけるよう、町子ども・子育て会議と連携し、随時事業内容の精査、進捗状況の確認を行い、事業を推進します。

## (3) 地域との連携による推進体制

各種事業を推進するためには、民間事業所、各種団体、地域ボランティア等の協力が不可欠です。行政と地域の関係者・関係団体が連携し、運用できる体制づくりを行い、事業を推進します。

## 2 家庭・地域・事業所等の役割(私・共)

## (1) 家庭

家庭は、子どもを養育する基本的な場であり、子どもにとって一番大切な場所です。愛情をもってその育ちを支え、保護者自身も成長していくことが必要です。同時に、子どもを一人の人間として尊重し、守り育てるとともに、基本的な生活習慣や社会的規範を身につけさせることが求められています。

## (2) 地域

地域の大人が近所の子どもとあいさつを交わしたり、登下校時の子どもや公園等で遊ぶ子どもを気づかったりすることは、子どもの健全な成長につながります。地域町民一人ひとりが子どもや子育て家庭を温かく見守り、地域町民や子育て家族同士がお互いに助け合えるような地域づくりを進めます。

## (3) 事業所・企業

地域社会を構成する主体のひとつとして、地域における積極的な子育て支援とともに、子育て家庭に配慮した制度等を充実させ、子育てをしながら安心して働くことができる職場づくりを進めることが求められています。

## 3 行政の役割(公)

本計画を推進するとともに、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを確保し、計画の進行管理を行います。

## 4 計画の進行管理(私・共・公)

計画策定後の進捗管理に基づいた事業実施が重要であるため、PDCAサイクルによって、実態が計画に沿っているか点検し、見直し、改善を図り、「みんなが互いに助け合い、結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくりと、子どもの人権を尊重し、子どもの利益保全」の実現につなげていきます。

発行元

第4次 おいらせ町 子どもと家族応援プラン  
～第2次子ども・子育て支援事業計画～ 概要版

発行日 令和2年3月  
 発行者 おいらせ町 町民課 子育て支援室  
 住 所 〒039-2192 青森県上北郡おいらせ町中下田135-2  
 T E L 0178-56-4259(直通) F A X 0178-56-4364  
 U R L <http://www.town.oirase.aomori.jp/>

※令和2年4月1日以降は、町民課子育て支援室と環境保健課健康長寿推進室が統合され、「保健こども課」が本計画の推進担当となります。